

村上市地域公共交通活性化協議会について

協議会の概要

村上市では、市内の公共交通の活性化・再生を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)第6条に基づき、関係機関等から構成される「村上市地域公共交通活性化協議会」を平成22年2月9日に設立しました。

本協議会は、平成22年度に、国の補助を受けて村上市の公共交通の活性化・再生のための具体的な施策を盛り込んだ「村上市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

平成23年度からは、バス、タクシーを活用しまちなか循環、通院支援といった実証運行事業等を実施し、その検証に取り組んでいます。

協議会の構成

【協議会】

国、新潟県、村上市、交通事業者、道路管理者、警察署、公共交通の利用者、学識経験者、交通事業者労働組合、市内高等学校PTA、商工会議所、商工会、観光協会などで協議会を構成しています。協議会委員の任期は2年間です。(協議会事務局：村上市自治振興課)

【分科会】

協議会内に、個別具体の事項について詳細な協議を行う「分科会」を設置し、より具体的な検討や検証を行います。分科会は次の4つの分科会となります。

分科会は必要に応じて開催し、委員は会長が指名します

分科会	協議事項
生活交通確保・バリアフリー対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・空白地の公共交通の確保 ・誰もが移動しやすい公共交通の体系化 ・車両や駅周辺等のバリアフリー化 等
地域活性化・公共交通利用促進策検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通による中心市街地の活性化 ・車から公共交通への利用転換の促進 ・公共交通利用補助制度の検討 ・公共交通利用促進PR手法の検討 等
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公共交通資源の有効利用 ・効果的な運行路線の再編 ・交通渋滞の緩和対策 等
福祉輸送サービス検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者向けの輸送サービス ・NPO等との連携 等

村上市地域公共交通総合連携計画について

計画の目的

村上市地域公共交通総合連携計画では、幹線公共交通（鉄道・路線バス）とこれを補完する移動手段のあり方について見直しを行うとともに、統一的なサービス水準を設定し、将来にわたって維持持続可能な交通体系の確立を目指します。

計画区域

村上市全域

計画期間

平成 23 年度～平成 32 年度（10 年間）

計画の目標

< 基本方針 >

市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てる公共交通

< 地域公共交通の活性化・再生の目標 >

- 1) 市民の生活を支える利便性の高い地域公共交通
- 2) 交通サービスの特性を活かした持続可能な地域公共交通
- 3) 地域活性化に資する地域公共交通

重点施策

- ・ 既存路線の見直し
既存の路線バスの運行ダイヤ・ルート等の見直し、まちなか循環バスの運行
- ・ 地域に適した運行手法の導入
デマンド型（予約型乗合）交通の運行
- ・ 公共交通のわかりやすい情報提供
公共交通ガイド等の作成、配布
- ・ 地域住民による検討体制の構築
運行見直し基準の設定、地域住民による運行評価